

消地協第122号  
平成26年6月24日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官 阿南 久  
(公 印 省 略)

いわゆる「雇止め」の解消を含む消費生活相談員の処遇改善について  
(依頼)

平素より消費者行政の推進に多大な御尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号。以下「改正法」という。）は、平成26年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

改正法の公布を契機として、いわゆる「雇止め」の解消を含む消費生活相談員の処遇改善に改めて御尽力をお願いしたいとの趣旨により、別添のとおり、森まさこ内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）のメッセージをお伝えします。

各都道府県においては、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただくとともに、本メッセージの趣旨を御理解いただき、いわゆる「雇止め」の解消を含む消費生活相談員の処遇改善について格別の配慮をお願いいたします。